

# 理 由 書

本理由書は、東松山都市計画区域区分の変更についての理由を示したものです。

## I. 東松山都市計画区域の位置等

東松山都市計画区域は、都心から約50km圏、本県の中央部に位置しています。

また、東松山都市計画区域に含まれる土地の区域は、東松山市、嵐山町、滑川町及び吉見町の行政区域の全域です。

## II. 変更の理由

- (1) 都市計画法第6条の規定により平成27年を基準年として実施した都市計画基礎調査の結果を踏まえ、令和12年を目標年次としてフレームの変更を行うものです。
- (2) 国土地理院が公表している「全国都道府県市区町村別面積調」が、計測方法の変更により修正されたことに伴い、都市計画区域面積を変更するものです。
- (3) 東松山市美原町地区について、道路・河川の整備に伴い区域区分の境界の位置が変更されたため、市街化区域及び市街化調整区域に編入するものです。
- (4) 吉見町大和田地区について、次の①～③の理由により市街化区域へ編入するものです。

- ①吉見町内における企業立地需要の高まりにより、新たな産業基盤が必要とされている
- ②上位計画である「東松山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「吉見町都市計画マスタープラン」において、工業系の土地利用を図る地区に位置づけられている
- ③公的開発（県企業局施行）により計画的な市街地整備の実施が確実である

### 【大和田地区の概要】

吉見町の東部に位置し、関越自動車道東松山インターチェンジから東に約8.5km、首都圏中央連絡自動車道桶川北本インターチェンジから北西に約5.0kmの位置にあり、交通の利便性に優れております。市街化区域へ編入する面積は、約20.3haです。

なお、本地区は、洪水浸水想定区域に該当しているため、「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン（令和3年5月 国土交通省）」を参考に、浸水対策を講ずるものです。

## III. 関連する都市計画

東松山都市計画区域区分の変更とともに、以下の都市計画を変更する予定です。

- ① 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（埼玉県決定）
- ② 用途地域（東松山市決定）

- ③ 用途地域（吉見町決定）
- ④ 防火地域及び準防火地域（吉見町決定）
- ⑤ 下水道（吉見町決定）
- ⑥ 地区計画（吉見町決定）